

現在市営住宅に入居している世帯の住替について

現在、市営住宅に入居されている世帯は「住宅に困窮している方」には当てはまらないため、原則として、別の市営住宅を申し込むことはできませんが、以下の住替申込資格を満たす場合に限り、世帯の全員で、別の市営住宅への住替を申し込むことができます。

【住替申込資格】－ 下記の（１）～（４）の全ての条件を満たすこと。

- （１） 申込日現在において、４～１４ページの申込資格を有する。
- （２） 申込日現在において、今住んでいる市営住宅に１年以上居住している。
- （３） 家賃や駐車場使用料を滞納するなど、札幌市の条例および規則に違反していない。
- （４） 申込日現在において、次の①～⑧のいずれかの住替理由に当てはまる。

住 替 理 由	
登 録	① 同居家族が増えた世帯など、世帯人数に比して狭い住宅に入居している世帯が、 現在居住する型式よりも広い住宅へ
	② 専用床面積が 55 ㎡を超える住宅(家族向け)に 1 人で入居している方が、 单身向け住宅へ
	③ 5 階建て以下の住宅で原則として 3 階以上に入居し、階段昇降困難な方《注 1》のいる世帯(エレベーター付きの住宅は除く)が、 2 階以下、またはエレベーター付き住宅へ
	④ 車いす住宅で車いす使用者が入居していない世帯は、 車いす住宅以外の住宅へ
	⑤ 車いす住宅以外の住宅に車いす使用者《注 2》が入居している世帯は、 車いす住宅へ
抽 選	⑥ 单身向けに住んでいる入居者が、結婚、または介護のため 家族向け住宅へ
	⑦ 浴室のない住宅から 浴室のある住宅へ
	⑧ 長期の通院《注 3》を必要とする方が入居している世帯は、 現在通院している病院に近接する住宅へ

- ※ 医師の診断書および身体障害者手帳などは、紹介および当選後に提出していただきます。
- ※ 住替理由について事実と異なる申請をした場合や、住替先の住宅を紹介するまでに、住替理由がなくなった場合は、住替えることができませんので、ご了承ください。

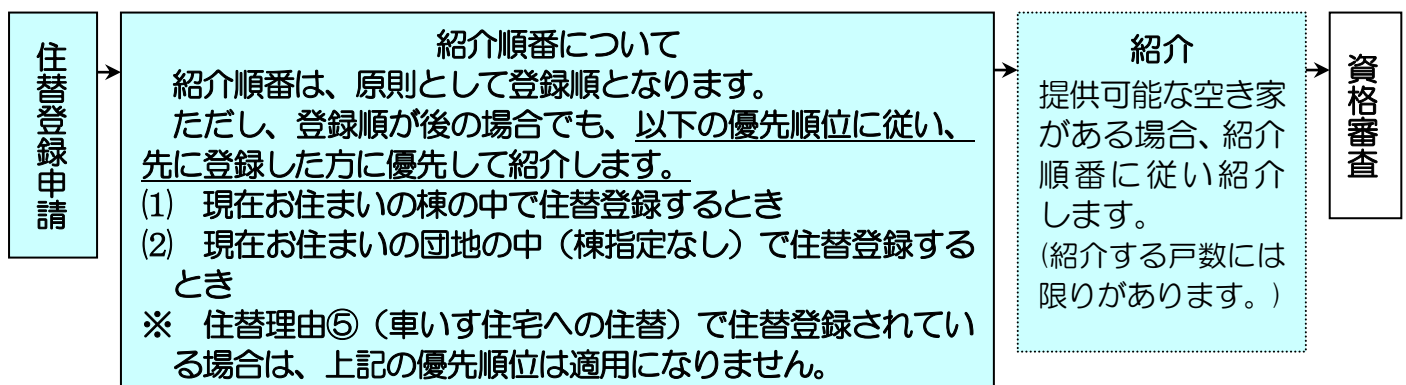
注 1	階段昇降困難な方	次のいずれかに当てはまる方 ア 3階以上にお住まいの60歳以上の高齢者の方で、「階段昇降が困難」と書かれた医師の診断書をもらえる方 イ 3階以上にお住まいの60歳未満の方で、「6か月以上の治療期間を要し、階段昇降が困難」と書かれた医師の診断書をもらえる方
注 2	車いす使用者	身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けていて、かつ、車いすを恒常的に使用している方
注 3	長期の通院	「おおむね 6 か月以上の通院加療が必要」と書かれた医師の診断書をもらえる方

【住替理由別の手続方法】

	住替理由①～⑤に当てはまる世帯	住替理由⑥～⑧に当てはまる世帯
申請書の提出時期	募集期間に関わらず通年で受付します。	定期募集期間中（2ページ参照）にお申し込みください。
提出書類	『住替登録申請書』で、希望する住替先を登録します。 ※ 公社募集担当係窓口で直接、受付します。（郵送およびインターネットでは受付できません。） ※ 登録は、辞退しない限り継続されます。	【新設・前期・中期・後期募集とも共通】 『募集住宅一覧表』の中から、住替先をひとつ選んで、『入居申込書』を提出します。
紹介順の決定	原則、登録順としますが、現在お住まいの棟の中で住替登録した場合は、登録順に関わらず最優先に紹介します。（同一住棟での住替を最優先） ※ 一般の抽選は実施しません。 ※ 住替理由⑤については、すべて登録順とします。	一般の抽選で決定します。
住替申請の制限	次の団地については、住替登録の対象外とします。 ・幌北団地 ・東雁来団地 ・青葉団地 ・新さっぽろ団地 ・借上市営住宅（26～27ページで団地名に★印のついている住宅） ・募集停止となっている団地（27ページ参照。年度中に追加となる場合があります。） ※ 住替理由⑤での住替、または上記団地の入居者である場合（募集停止となっている団地を除く）は、申請できます。	『募集住宅一覧表』に掲載されている団地であれば、制限はありません。

※ ご希望の団地・棟名を1つ明記のうえ、申請していただきます。

【申請から紹介までの流れ（住替理由①～⑤に当てはまる世帯）】



※ 資格審査は、住替え先の住宅の紹介日を基準に行います。

※ 住宅の紹介を受けた方が、住替を辞退した場合、または住替登録した住宅を変更した場合は、登録順位が最後尾となりますので、ご注意ください。（住替先の再登録が必要となります。）